

## 山添村不法投棄未然防止事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 廃棄物の不法投棄を未然に防止することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、不法投棄防止施設等整備事業を行う自治会等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 不法投棄 法第16条の規定に違反して廃棄物をみだりに捨てる行為をいう。
- (3) 自治会等 村内の土地を所有し、占有し、又は管理する個人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者となる者は自治会等とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 柵、網等を設置する経費
- (2) 看板等の啓発物を作成、設置する経費
- (3) 監視カメラ及びその設置に必要な物品等を購入する経費並びに設置する経費
- (4) その他、山添村不法投棄未然防止事業補助金交付要綱第1条の主旨を達成するために村長が認めるもの

2 前項第3号の監視カメラの設置について、設置できる場所は過去に不法投棄の実績があり役場及び警察に届出済みの場所に限るとする。ただし移動可能な監視カメラの場合はその限りではない。

### (補助金額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (所有者等の承諾)

第6条 当該事業を実施するにあたり、設置等を行う土地等を所有する者の利用、占有等の許可を得なければならない。ただし、申請者が所有する場合は申請を持って承諾したものとみなすこととする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、山添村不法投棄未然防止事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所位置図及び現況写真
- (2) 設置図面
- (3) 施工業者等の見積書
- (4) 土地所有者等の土地利用、占有等の許可承諾報告書(第2号様式)
- (5) その他、村長が必要と認めるもの

2 前項第4号の書類は前条ただし書に該当する場合は、省略することができる。

(交付の決定)

第8条 村長は、前条の規定に基づき、申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定に基づく補助金の交付を決定したときは、山添村不法投棄未然防止事業補助金交付決定通知書(第3号様式)、不交付を決定したときは、山添村不法投棄未然防止事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)にて申請者に通知するものとする。
- 3 村長は、補助金の交付決定をした場合において、その目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容の変更(軽微な変更は除く。)を必要とする場合は村長に山添村不法投棄未然防止事業補助金変更承認申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の承認した場合に準用する。
- 3 同条第1項の軽微な変更とは次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 補助対象経費の5%を超える変更

(事業の中止)

第10条 交付決定者は、当該事業を取りやめようとするときは、速やかに山添村不法投棄未然防止事業補助金中止承認申請書(第6号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認したときは、山添村不法投棄未然防止事業補助金中止承認通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、完了の日から起算して1ヶ月以

内又は年度内に山添村不法投棄未然防止事業補助金完了報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 設置後の写真
- (2) 施工業者等からの請求書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項第2号の書類について、交付決定者自ら行う場合は省略することができる。

(補助金の交付)

第12条 村長は、前条の規定に基づく完了報告書等の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認める場合は補助金を交付する。

2 村長は、前項の規定による審査について必要があると認める場合は交付決定者や施工業者等から報告を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

3 交付決定者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山添村不法投棄未然防止事業補助金交付請求書（第9号様式）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を山添村不法投棄未然防止事業補助金取消し決定通知書（第10号様式）をもって取消し、又は既に交付した補助金については山添村不法投棄未然防止事業補助金返還決定通知書（第11号様式）をもって全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第8条第3項の規定に基づく、村長が付した条件に違反したとき。
- (3) その他村長が取り消し又は返還に該当すると判断したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、村長が別に定める。

附 則（令和8年3月山添村告示第23号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

